

特別養護老人ホームの入所者における利用者負担の変化

(単位 万円/月)

[平成17年10月以前] ⇒ [現 行]

改正後の利用者負担段階	利用者負担計	1割負担	居住費	食費	利用者負担計	1割負担	保険外に	
							居住費	食費
第1段階 例)生活保護受給者等	2.5 (4.5-5.5)	1.5	- (2.0-3.0)	1.0	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0
第2段階 例)年金80万円以下(年額)の者	4.0 (7.0-8.0)	2.5	- (3.0-4.0)	1.5	3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2
第3段階 例)年金80万円超211万円以下(年額)の者	4.0 (7.0-8.0)	2.5	- (3.0-4.0)	1.5	5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0
第4段階 例1)年金211万円超(年額)の者 例2)本人は非課税だが世帯に課税者がいる者	5.6 (9.7-10.7)	3.0 (3.1)	- (4.0-5.0)	2.6	8.1 (13.1)	2.9 (2.9)	利用者と施設の契約により設定	
(参考)標準的なケース							1.0 (6.0)	4.2

利用者負担の上限を設定

注1) 表中の () 内は、ユニット型の個室の場合

注2) 要介護5・甲地のケース

注3) 平成17年10月以前の1割負担については、平成17年9月当時の介護報酬を基に機械的に試算したものである。

注4) 例)は、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がない、夫婦(生活保護級地区分1級地)のケースを記載。

なお、年金211万円については、単身で、寡婦・寡夫の場合は年金245万円、その他の場合は年金155万円となる。

注5) 高齢者夫婦2人暮らしで一方がユニット型の個室に入る利用者負担第4段階の者であって、残された配偶者の収入、資産が一定額以下となる場合には、第3段階とみなして負担軽減を図る。

注6) 税制改正に伴う利用者負担段階の上昇については、高齢者の住民税非課税限度額の廃止に係る激変緩和措置の対象者に関し、

(1) 利用者負担段階が2段階以上上昇する者については、その上昇が1段階に止まるように激変緩和措置を講ずることとし、

(2) 利用者負担段階が1段階上昇する者については、社会福祉法人による軽減措置を適用し、その負担軽減を図る。